

外国人労働者を雇用する（検討している）事業主等の皆様へ

外国人雇用管理アドバイザーのご利用のご案内

●外国人労働者の雇用についてお悩みはありませんか？

- ・人材不足で外国人労働者の雇用を考えているが、どのようにしたらよいか？
- ・そもそも「在留資格」ってなに？
- ・留学生の雇用を考えているが？
- ・外国人労働者の労務管理で注意することは？
- ・日本語に不慣れな外国人労働者への職場教育の方法は？ 等々



●外国人雇用管理アドバイザーをご利用ください！

「外国人雇用管理アドバイザー」とは、静岡労働局が、専門的な知識や経験を有する行政書士や社会保険労務士に委嘱して、

- ①在留資格の取扱いに関すること
- ①労務管理、労働条件等に関すること
- ②職場環境作りに関すること
- ③職場環境、生活環境への配慮に関すること

など、様々なお悩みについて、外国人労働者を雇用する（予定・検討している場合を含みます。）事業所を訪問し、「無料」で相談を承ります。

- 申込方法：「相談申込書」に必要事項を記載の上、ハローワークあてお申込みください（郵送可）。
- お問い合わせ：ハローワーク焼津（担当：荒井）
電話：054-628-5155（部門コード32#）
- 留意事項：①訪問先事業所は、先着順により決定します。訪問可能数に達し次第締め切りとさせていただきます。
②相談の内容により、訪問するアドバイザーを選択してください。
※在留資格の相談をメイン → 行政書士
※労務管理の相談をメイン → 社会保険労務士

外国人雇用管理アドバイザー相談申込書

事業所名称	フリガナ
事業所番号	
訪問する事業所の労働者数	人
うち外国人労働者数	人
ご担当者氏名	フリガナ
訪問先住所	※外国人アドバイザーの訪問を希望する事業所住所をご記載ください。
電話番号	
FAX番号	
希望訪問日時	令和 年 月 日 時ごろ ・ 指定なし
相談内容	※ご相談内容の概要をご記入ください。
訪問するアドバイザーの別 (いずれか一方に「○」を付してください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>行政書士（在留資格に関する相談がメイン）</u> 外国人の雇用の経験がない、留学生の雇用を考えている、就労可能な在留資格は、技能実習生から特定技能への変更は、「技人国」はどんな資格？ 等々 ・ <u>社会保険労務士（労務管理に関する相談がメイン）</u> 外国人労働者の労働条件は、外国人労働者の安全衛生教育等は、適正な人事管理（教育訓練等を含む。）は、 等々

※訪問日時は、申込みいただいた後に調整させていただきます。

※訪問日時の調整は、外国人雇用管理アドバイザーから、直接、貴社のご担当者様にご連絡いたします。

※訪問先事業所は、先着順により決定します。訪問可能数に達し次第締切りとさせていただきます。

安定所 記載欄	事業所あて日程調整はアドバイザーから直接連絡することになる旨を説明した日	令和 年 月 日 ()
	事業所あて伝えたアドバイザー氏名	